

消費税改革 税率引き上げの意義

関西大学経済学部

橋本ゼミ 2班

経00～103 上村 敏嗣

経00～172 忍海部 一秀

経00～290 誉田 亨

経00～404 竹中 洋也

経00～458 辻田 和寛

目次

- 1．はじめに
- 2．消費税の問題点
- 3．消費税引き上げの意義
- 4．おわりに

1．はじめに

消費税とは、消費一般に対して広く、公平に課せられる税のことである。わが国において、消費税は、平成元年4月に税率3%で施行された。消費支出は一生を通じて行なわれ、その水準も比較的安定しているため、それに課税をすることにより安定した歳入構造を確保できると考えられた。

その後、消費税の非課税範囲の拡大や簡易課税制度の見直しなどを含む平成3年5月の消費税法改正、平成6年秋に行なわれた個人所得課税の負担軽減と消費課税充実を内容とする税制改革などが行なわれた。この時の消費課税の充実とは、消費税率を5%に上げるとともに、制度の公平性、信頼性などの観点から中小業者に対する特例措置や仕入税額控除方式などの抜本的な見直しを行なうことである。そのための法改正が平成6年11月に行なわれたのだが、当面の経済状況に対する配慮から、これらの改正は平成9年4月から実施された。また、平成11年、及び12年度予算において、深刻な高齢化社会となる現状を踏まえて、「消費税の福祉目的税化」が行なわれた。

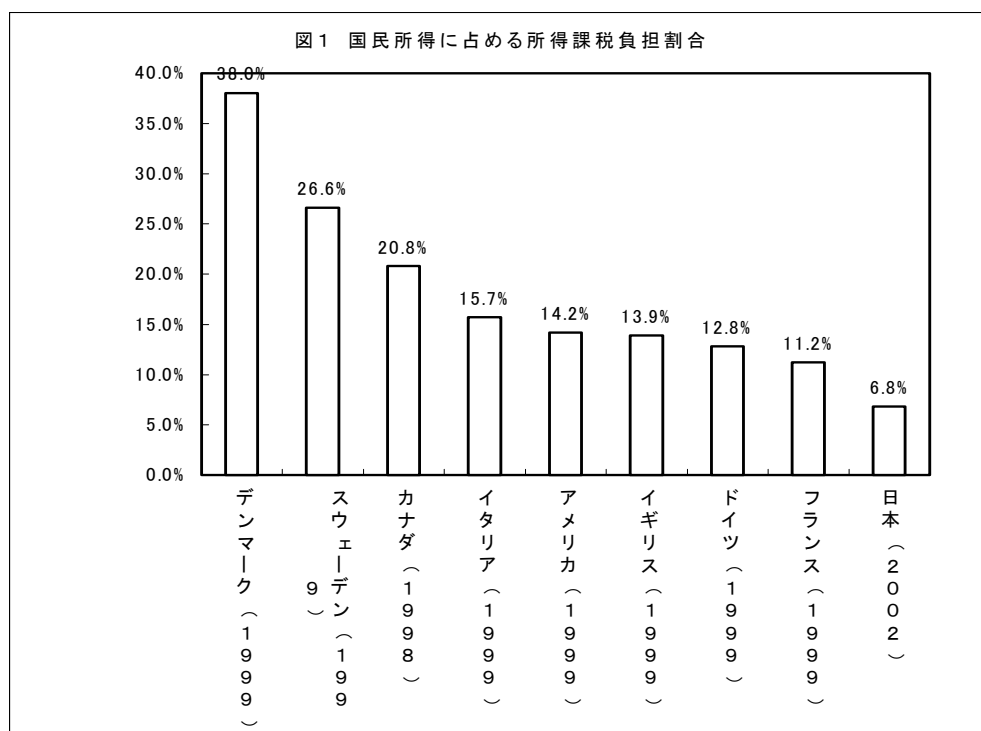
しかし、現行の消費税には様々な問題点が指摘されてきた。最も重大な問題として、「負担の逆進性」「益税問題」がある。また、先に述べた「福祉目的税化」は、それ自体が問題となっている。

以下より、これらの問題点を具体化しつつ、それらについて意見を述べていくとする。

2 - 1 消費税シフトについての問題

消費税シフトについては反対の考えが存在する。八田(1997)によると、1つは「日本の所得税率は高いので下げるべきである。」とされているが、平均所得税率を他の先進国と比較すると、日本は低い水準にあり、所得税率を下げる必要はないのである。また、日本の課税最低限の額は個人所得税に大きな額の所得控除が用意されている事によって高い設定となっている。これらの所得控除は低額所得者を優遇する考えで引き上げが主張されてきたが、実際控除の引き上げは相対的に高所得者を優遇するものである。ゆえに、各種の控除を整理し課税最低限を引き下げることで増収を見込む所得税増税の方が消費税増税よりも低所得者に優しい政策であるという理由から、消費税シフトは必ずしも必要なわけではないと反対しており、現在政府も控除の整理に取り組み始めている。

図1 国民所得に占める所得課税負担割合



出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/027.htm> より作成。

もう1つは消費税シフトによって高齢化対策を行なうという考えに問題があるとして反対している。現在の厚生年金の生涯受給率と保険料率を見ても、年齢が若くなるにつれて生涯受給率は段々と低下していく一方、生涯保険料率は上昇していく傾向にある。その結果、高齢化時代の退職世代は保険料率よりも受給率が高く、現役世代は受給率よりも保険料率が高い状態となり、世代間で負担の格差が生じてしまう。(図2) この負担の格差を緩和するため(高齢化時代の現役世代の負担を軽くし、退職世代の負担を増やす)、消費税シフトを利用しようと考えられている。消費税シフトが負担の格差を緩和する理由として、高齢化時代には賃金税の課税ベースが減るが、老人は消費を続けるので消費税の課税ベースは減らない。だから消費税シフトを行えば高齢化時代の退職世代の負担を増大させ、現役世代の負担を軽減できるということが主張されている。

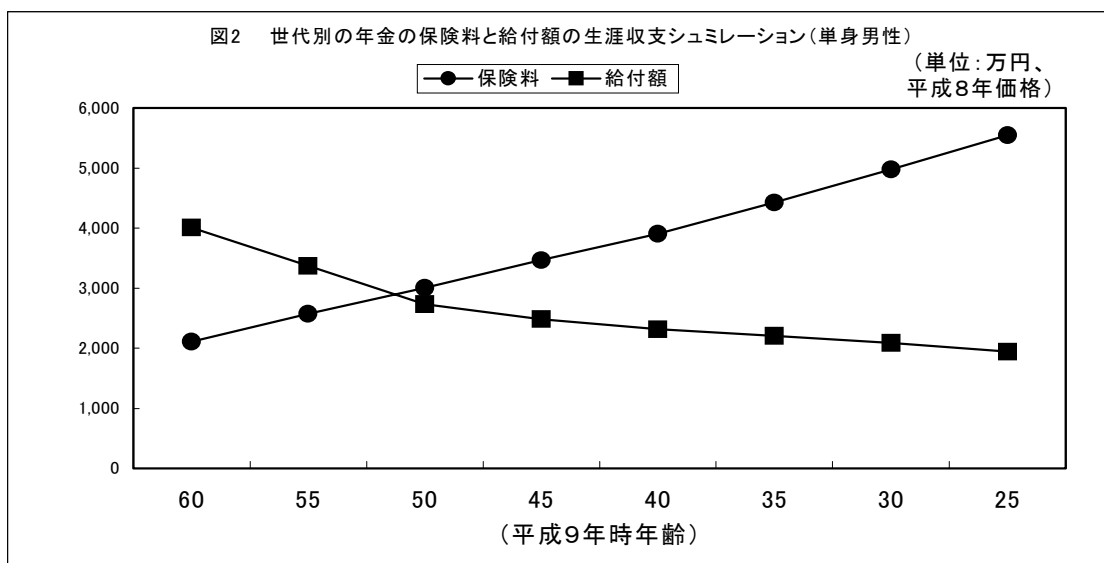
しかし 現在消費税シフトを行なうと高齢化時代の現役世代の税負担を増大させ、退職世代の税負担を軽減する。現在低所得の若い世代は高齢化時代にも働き続けており、負担増をこうむるのは彼らである。また、所得税減税は年間1,000万以上の所得を得ている人々に恩恵をもたらす、その多くは50代、60代の高齢化時代の退職世代である。この世代の高所得者は、将来の消費税負担を考えても消費税シフトによって純利益を受けるのである。さらに、この世代は所得が高いほど保険料を超える厚生年金の純受給が高い。(図3) この様に負担を増やすべき世代の中でも最も負担増を求められている人々への責任が希薄となり、適した方法ではない。

次に 高齢化時代に消費税シフトを行なっても、高齢化時代における現役世代の平均的個人の一生涯を通じての財政負担を減らさない。なぜなら、消費税シフトは現役世代の壮年時の所得税負担を減らすが、退職時の消費税負担を増大させるので、壮年時での貯蓄が必要となり、生涯を通じた財政負担は軽減されないのである。

ゆえに、消費税シフトを利用した高齢化対策では、高齢化時代の現役世代と退職世代の負担の格差を効率的に緩和する事ができないと反対されている。

この様に消費税シフトはいくつか問題を抱えており、公平な負担という点で問題を残す。

図2 世代別の年金の保険料と給付額の生涯収支シミュレーション（単身男性）



	生年	昭和12年	昭和17年	昭和22年	昭和27年	昭和32年	昭和37年	昭和42年	昭和47年
	平成9年時年齢	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳	35歳	30歳	25歳
単身男性	保険料	2,111	2,568	3,005	3,465	3,903	4,423	4,978	5,545
	給付額	4,006	3,370	2,736	2,483	2,314	2,202	2,089	1,940
	給付額－保険料	1,894	802	-269	-982	-1,590	-2,221	-2,889	-3,605

(注) 現行制度（老齢年金に限る）における個人の負担と給付バランス

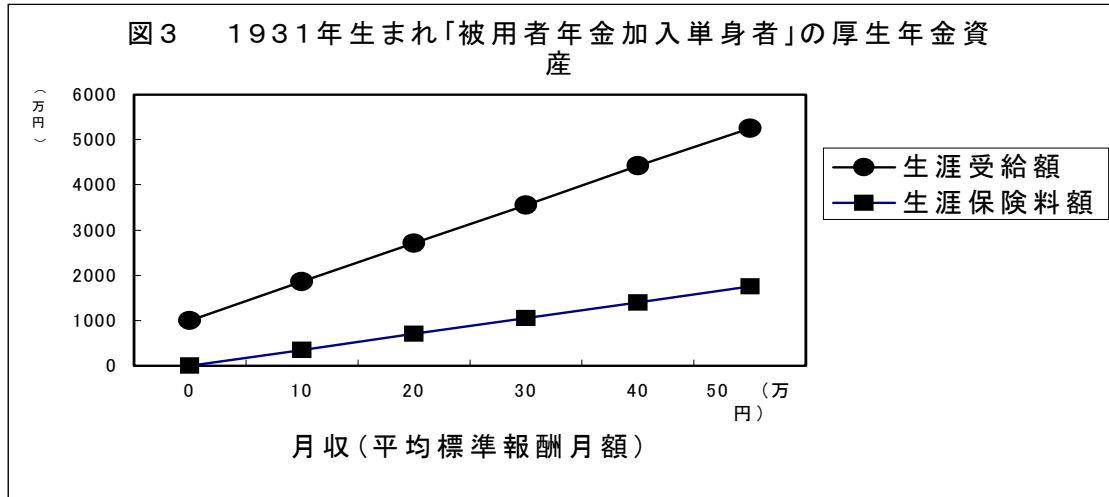
世代別の給付負担への資産概要は以下のとおりである。

- 過去の年齢別賃金については各年の労働省「賃金構造基本統計調査」を利用して推計。将来の年齢別賃金については同資料の平成8年の年齢階級別賃金より年齢別賃金カーブを想定した。名目賃金上昇率は物価上昇率及び名目金利と同率とし、またネット所得上昇率との格差は上記負担率等の試算と一致させている。
- 厚生年金には23歳時に加入、60歳誕生日と同時に退職。厚生年金の給付については60～64歳時には老齢厚生年金（報酬比例部分）を支給。65歳以降は老齢基礎年金＋老齢厚生年金を支給。ただし60歳～64歳時については生年月日に応じて特別支給の老齢厚生年金を支給。男性は平均寿命76歳4ヶ月で死亡。

出所：「公的年金制度改革への提言」横山重宏

<http://www.ufji.co.jp/sricreport/301/31.pdf>

図3 1931年生まれ「被用者年金加入者」の厚生年金資産



出所：八田達夫（1997）『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社．P22 引用

2 - 2 益税問題

ここでは、消費者が支払った消費税のうち、国庫に納入されずに業者の手元に残ってしまうという益税について説明していく。この益税問題は、現行消費税の構造的欠陥からもたらされる最大の問題といえる。

消費税導入の狙いの1つは、トゴーサンピン*1による業種間の課税の不公平解消だといわれた。所得税捕捉を免れている人々も、消費税は払うので不公平是正に役立つのであるが、このことによってむしろ、事業者と農家に消費税法による特例措置で、益税という新たな優遇を与え、不公平を拡大する結果となってしまったのである。その特例措置の1つの事業者免税点制度とは、年売上3,000万以下の業者を免税業者としたことにより、ほとんどの農家と総事業者の6割強が免税となったのである。そのことで、なぜ益税が発生するのかというと、免税業者の小売価格は課税業者よりも安いはずにもかかわらず、実際には同じ価格で販売していることのほうが多いのである。この場合、付加価値に税額を乗じただけの益税が発生し、そのままその免税業者の収入になってしまっているのである。

(注)

* 1：給与所得者はその所得の10割を、自営業者は5割を、農家は3割を、そして政治家は1割しか捕捉されないという意味。

次に、他の特例措置である簡易課税制度について説明していく。簡易課税制度とは、納税における事務負担の軽減を図るため、売上にかかる税額にみなし仕入率*2をかけて仕入にかかる税額を計算できる制度であり、前々年の課税売上高が2億円以下の事業者が選択することができるものである。そして、そのみなし仕入率が実際の仕入率を上回っている場合において益税が発生する。例えば、ある製造業を営む事業者の課税売上高が10,000であるとすると、現行の消費税率5%において売上にかかる税額は500となる。(図4)において製造業のみなし仕入率は70%であるから、簡易課税制度を選択した場合の仕入にかかる税額は350となる。一方、この事業者の実際の仕入額が6,000であったとすると、本来仕入にかかる税額は300、よって納付税額は200となる。しかし簡易課税制度のもとでは納付税額は150ですむ。この差額が事業者の利益となる益税である。この制度はイギリス、ドイツ、フランスといったヨーロッパの国々も採用しているが、これらの国々は仕入税額控除をインボイスによって行なうので、納税事務の簡素化の効果は大きく、適用上限が低く設定されているため、日本ほど大きな問題として表面化していない。

最後に、課税業者において売上の過少申告や仕入の過大申告が行なわれる場合にも益税が発生する。これがいわゆる脱税であり、免税事業者が存在する真の問題点は、この脱税を誘発することになるという。

消費税に関する様々な特例措置は、徴税コストの最小化という視点からすればある程度やむを得ない面もある。しかし、消費税を負担している消費者からすれば、自分が納めた消費税が国庫に入らず、中小事業者の利益となってしまえば、納税意識も向上せず租税に対する不信感だけが高まってしまおうである。

注)

* 2：種類によって異なる税。事業の種類を5つに区分し、事業の種類によって異なる率

図4 事業種別のみなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業)	70%
第4種事業(その他)	60%
第5種事業(サービス業等)	50%

2 - 3 複数税率化

現行の消費税は、5%の単一税率をとっている。これは、非課税範囲が狭く、広く、薄い課税ベースによる税制の簡素化につながり、経済に対して中立で、納税義務者である事業者の事務負担を軽減できる。また、ライフサイクルの一時期に負担が大きく偏らない、景気変動による影響を受けにくいなどのメリットをもっている。それにもかかわらず、日本の財政赤字が大きいのは、財政サービスはヨーロッパ諸国なみの高水準でありながら、国民負担が低水準ということにあり、消費税が将来基幹税として期待されているのであれば消費税引き上げはやむを得ないことであろう。

しかし、単一税率には低所得者層ほど、消費税の負担率が高くなる逆進性という欠点に伴う。その解決策として、非課税措置の拡充とゼロ税率または、軽減税率の導入が提言されている。だが、これらの措置にも問題点はある。ゼロ税率の設定は、消費税の負担を全く負わない分野を創り出すことになり、「消費一般に広く公平に課税する」というこれまでの税制の流れに反する。また、課税ベースの侵食により、減税分を標準税率の引き上げにより賄わなければならない。非課税措置の拡充については、事業者から見ると売上に対して消費税が課税されないため、その売上に対応する仕入税額を控除できない消費税がコストとして織り込まれるため、価格の引き下げにつながらず、逆進性に対応できない。

さらにこれらの共通の問題として、低所得者層がどのような財・サービスを生活必需品として相対的に多く消費しているのか特定しにくい。とりわけ日本のように経済が豊かになり、多種多様の財・サービスを必需品、贅沢品と客観的に分類することは非常に困難である。このように複数税率を導入するには多くの課題があるが、近い将来導入される可能性もある。後に導入時のシミュレーションを試みる。

2 - 4 消費税の福祉目的税化

わが国の消費税について、「今後の財政再建において、また高齢化社会において、社会保障関連の歳出需要が増大する一方で、財政赤字の拡大には限界がある。その際の歳入確保の面での柱が消費税の増税であり、避けては通れない課題である。」との認識が次第に国民の間に浸透しつつあるように思われる。

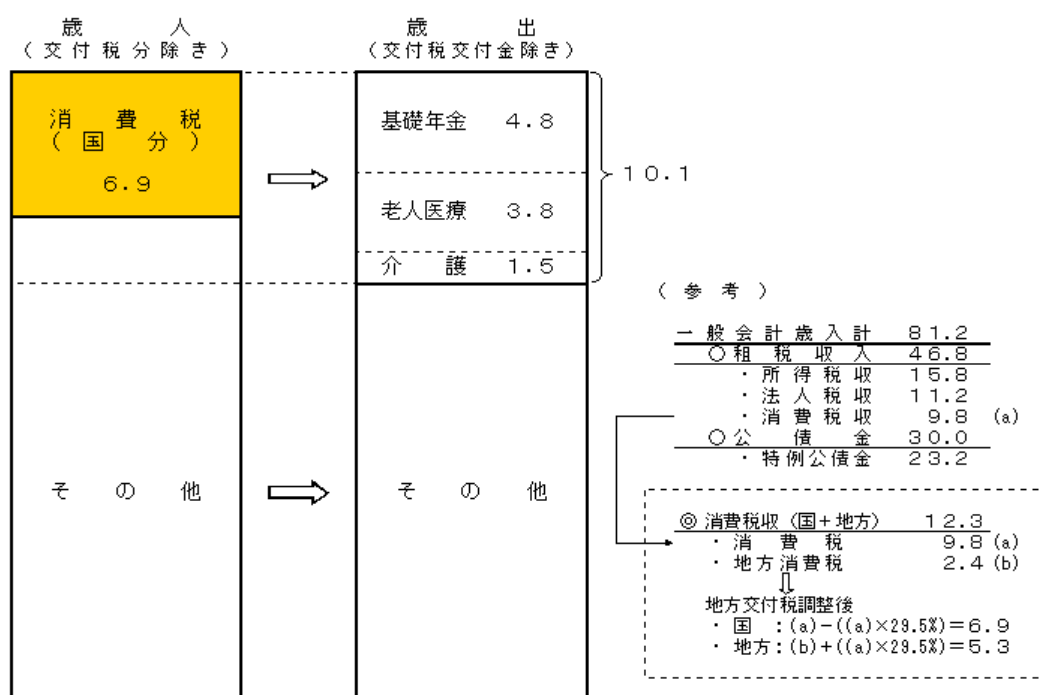
確かに、福祉需要の増大に対して消費税は次の観点からは有効な手段である。消費税は高齢者もある程度負担するため、所得税より世代間での負担がより公平。消費税は広く薄く課税するものであり、税負担の悪影響は小さい。また課税ベースが広いので効率的な税といえる。所得得税の捕捉に比べると消費税の捕捉は容易である。

しかしながら、消費税の増税を行うにしても、いわゆる消費税の「福祉目的税化」が増税の前提意見として主張されることが少なくない。平成11年度予算においては、消

費税収の国税収の使途*3につき、基礎年金、老人医療及び介護の3つの経費に充てることが明記され、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われるに至った。しかし、実際には平成14年度予算において三大社会保障支出（基礎年金4,8兆円、老人医療3,8兆円、介護保険1,5兆円）の合計額10,1兆円よりも国の手に残る消費税収6,9兆円（図5）は少なくなっている。さらに最近では、年金改革にともない基礎年金の財源として消費税を充てるという観点からの消費税の年金目的税化の議論もでてきている。

以下からは「目的税化」という事の問題、また、先に挙げた「基礎年金の財源としての消費税」に関しての問題を述べていく。

図5 消費税の福祉目的化



出所：財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/121.htm>

)「目的税化」の問題

目的税の定義は必ずしも明瞭ではないが、使途を特定せず一般経費に充てる目的で課される普通税に対置して、特定の経費に充てる目的で課される租税を目的税とするのが一般的であろう。同様の概念として、「特定財源等」という概念があり税収の全部、または一部を特定の経費の財源に充てる租税を「特定財源等」と呼び、そのうち税法において特定の公的サービスに要する費用を当てることが課税目的とされる税を「目的税」とする整理も考えられる。しかし、目的税化にすることで税の使途を特定化してしまう

ことは、財政の硬直を招き、効率的な予算配分を阻害するとの理由で用途の特定は好ましくないという「用途不特定原則」が主張されている。

また、消費税を目的税化することは諸外国にも例がないことを理由に「慎重にすべき」と税制調査会はしている。さらに特定財源となるためには「受益者負担」が極めて重要な理由となる。例えば、自動車の一般道路からの受益の程度とガソリンの消費量の間には一定の比例関係があると考えることから、揮発油税が道路整備の特定財源とされている。こういったことから社会保険料であることには間違いがなく、特別会計において収支を明確にすることで効率的な財政運営を行うことになっている。この意味で、社会保障に充当することを当初から目的として課税を行うものである事が、特別会計を置く理由である。目的税が必要なら社会保障料を高くすればよいことになる。この様に考えれば、最も一般的な税である「消費税」が果たして、社会保障の特定財源として適切であるかも疑問であろう。

)「基礎年金の財源としての消費税」

図6 国民年金の保険免除状況 (単位：万人)

項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998
総数	286.6	309.0	330.4	334.0	358.5	399.8
決定免除者	86.2	86.5	86.9	86.5	87.3	90.0
申請免除者	200.4	222.5	243.5	247.5	271.2	309.8
免除率	15.7	16.8	17.6	17.6	18.6	19.9

出所： 岡崎 昭 『福祉・財政とその仕組み』 p125 より引用

注)

* 3：消費税率5%のうち1%は地方消費税として交付される。詳しくは(図5)を参考してもらいたい。

基礎年金等の社会保険制度を「税方式化」* 4し、その財源の全てを福祉目的税化された消費税で賄うべきとの主張があるが、このような主張の根拠としては、国民年金の未加入、未納者（表6）などが増大しており、いわゆる「空洞化」が進んでいること、消費税を財源とすることにより、高齢者世代にも負担を求めることができることなどが指摘されている。

現在の国民年金制度においては、各人の保険料と給付額の間には差があるが、保険料の納付により給付を受ける権利が根拠として与えられるという考え方の下で、一定期間以上、制度に加入し保険料を納めなければ基本的に給付を受けることができず、また保険料の納付期間に応じて給付額も増減することとされている。

このことから消費税を財源とすると考えた場合、基礎年金給付と消費の間には受益と負担の対応関係が成り立たず、消費の量に応じた基礎年金給付を行うことができないといった問題がある。また、多くの主要先進国においては、年金給付などについては社会保険方式の下で事業主負担を求めているが、年金給付額を全て消費税で賄う税方式とする場合には、事業主負担の保険料を家計の消費負担に置き換えるのかどうかという問題も生じる。また、基礎年金を「税方式化」へ移行するとの考えでは、消費税率を上げることである程度は老年世代への負担を増加させることができる。しかし、その効果は消費税引き上げに伴う物価スライド制により相殺されてしまう。年金改革という観点だけで考えれば、この問題は物価スライド制を廃止し、加えて現在年金を給付されている世代の給付額を削減すればよい。しかし、それは政治的に非常に困難であろうと予測される。

注)

* 4：社会保険方式と税方式の違い

社会保険方式：基礎年金の財源は、現在は3分の2が加入者からの保険料、残る3分の1が税で賄われている。このように保険料を徴収して年金など社会保険制度の財源を賄うやり方を社会保険方式と呼ぶ。

税方式：こちらに転換した場合、老後の年金は国内に一定の期間住んでいたなどの条件を果たせば、現役時代の所得などに関係なく一律に支給されるようになる。社会保険方式のように加入者が自助努力で老後に備えるのではなく、国が高齢者の基礎的生活費を一律に保障する制度。

(出所：<http://www.yomiuri.co.jp/atmoney/special/34/nenkin34.htm> 1

基礎年金の財源 石崎 浩)

こういったように、基礎年金給付などの財源を社会保障料主体として賄うか、消費税で賄うかという問題は、単に財源調達の問題にとどまらず、給付の性格を含めた社会保障制度の基本的設計にかかわる問題である。

吉田（2000）は消費税の福祉目的税化について、「社会保障制度、さらに社会保障の財源を考える場合、特に介護や高齢者医療費については地方財政との関係なども考えなければならない。政治的な妥協で容易に消費税の目的化を議論すべきでない。社会保障改革、地方分権などの改革と合わせて検討すべきことになる。」としている*5。

注)

* 5 : 吉田 和男 (2 0 0 0) 「消費税と福祉目的税」『ファイナンス』36巻4号
P91引用

3 . 消費税引き上げの意義

前章で述べたように福祉目的税化については、税制だけでなく財政及び社会保障のあり方など、様々な改革と合わせて、そのあり方を考えるべきである。しかし、少子・高齢化の進展に伴い、今後急速に増加することが見込まれる社会保障関連費に、「目的税化」とせずとも消費税をその財源に充てることは適切であると思われる。また、そのために、将来的には今までより高い税率にしていかなければならないことは先に述べた。そういったことも踏まえて、消費税を福祉目的税とし将来的に増税を行うにしても、まず国民の理解が必要である。そのためにも消費税の信頼性と透明性の獲得、益税問題の解決を、真っ先に行わなければならない。

その「益税問題」の解決策として、野口（1994）は最終小売段階における免税業者の存在が原因となり、益税が発生する場合は「課税業者証明」を税務署が発行し、店頭に表示させることをあげている。^{*6}つまり、この表示がない店舗は免税業者であることが明らかとなり、消費者は安い価格を要求できる。免税業者ということがわかれば、消費者が集まり売上が伸びると考えられるので、免税業者が反対する必要はなくなってくるということである。

次に中間取引段階における免税業者の存在が原因の場合と、納税業者によつての売上の過小申告、仕入れの過大申告が行われる場合、すなわち“脱税”の対処として、インボイス（税額明記の伝票）を導入し、これに記載された税額を控除する制度に改める必要がある。すると免税業者はインボイスを発行できないので、買い手は前段階の税額を控除できない。そのため売り手は販売価格を引き下げざるを得なくなる。その結果、中間取引段階における免税業者の存在によつて発生する益税が消滅するはずである。そして、インボイスという証拠書類を控除の要件とするので、“脱税”の解決にもつながり、不正申告に対する強い抑制効果が働くのである。

しかし、インボイスを導入した場合、税の累積が生じ、価格の上昇を招くことや免税業者が中間取引から排除されること、そのため課税業者へ選択せざるを得ないことなどの問題が生じてくる。そこで杉田（2000）も「単一税率から複数税率へ移行する際には、影響の度合いを小さくしたうえで、インボイス方式に変更すべきだ」と述べている。だが免税業者が中間取引から排除され、課税業者への選択の強制が結果として免税点等中小業者の特例措置の見直しにつながってくるのではないだろうか

注)

* 6 : 野口悠紀雄（1994）『税制改革のビジョン』日本経済新聞社・p78引用

我々の計算の結果、現行消費税のもとで益税は現在約 3,1 兆円*7 発生していることがわかった。この益税問題を解消するには、免税業者の特例措置の見直しとして事業者免除点制度の大幅な縮小、そして簡易課税制度の廃止が必要である。

また、益税を解消する事ができて初めて公平性が得られ、消費税引き上げが可能となる。前節で消費税シフトに対する反対意見を挙げたが現在の財政赤字を考慮すれば引き上げは必要であろう。故に課税最低限を下げ、所得税増税を行いつつ消費税を引き上げることが税収増の最も有効な手段であろう。しかし、消費税の引き上げに伴い、「負担の逆進性」が大きな問題となってくる。この「負担の逆進性」を緩和するためには複数税率化が不可欠となる。

図 7 消費税率 5 % での負担額と負担率

	勤め先収入(万円)	消費支出(万円)	食料(万円)	負担額(万円)	食料品ゼロ税率時負担額(万円)	負担率	食料品ゼロ税率時負担率	負担率	負担額(万円)
I	288.9	245.6	62.1	11.7	8.7	4.0%	3.0%	4.9%	14.1
II	371.4	289.1	70.1	13.8	10.4	3.7%	2.8%	4.4%	16.4
III	423.2	315.5	74.2	15	11.5	3.6%	2.7%	4.2%	17.9
IV	495.6	342.3	80.2	16.3	12.5	3.3%	2.5%	3.9%	19.5
V	542.9	371.9	86.3	17.7	13.6	3.3%	2.5%	3.9%	21.1
VI	591.3	401.6	90.2	19.1	14.8	3.2%	2.5%	3.9%	22.9
VII	686.3	426.2	94.5	20.3	15.8	3.0%	2.3%	3.5%	24.3
VIII	772.3	476.3	99.9	22.7	17.9	2.9%	2.3%	3.5%	27.1
IX	856	521.6	103.7	24.8	19.9	2.9%	2.3%	3.5%	29.8
X	1144	630.5	116.9	30	24.5	2.6%	2.1%	3.1%	36
合計				191.4	149.6				229.1

図 7 は「家計調査年報」を用いて実際に消費税の逆進性を推計したものである。仮に食料品をゼロ税率にしたときの負担率がどのように変化するかを示したものである。食料品にゼロ税率を適用すれば、それだけ税収が減少するので全体としての税収を一定にする必要があるなら消費税率を引き上げなければならない。計算の結果、税収中立を保つ税率は 6.1% となった。そのときの負担額と負担率は図 8 のようになった。

注)

* 7 : 平成 14 年度の国民経済計算年報より

(国内家計最終消費支出 保健、医療、教育) × 0.05 より理論上の消費税収をだし、実際の消費税収との差額を益税とした。

図8 税制中立を保つ消費税率6.1%での負担額と負担率

	負担額(万円)	負担率(%)
I	14.1	4.9%
II	16.4	4.4%
III	17.9	4.2%
IV	19.5	3.9%
V	21.1	3.9%
VI	22.9	3.9%
VII	24.3	3.5%
VIII	27.1	3.5%
IX	29.8	3.5%
X	36	3.1%
合計	229.1	—

確かに負担率の差は1.8%と現行のそれよりも大きくなっているが、中ほどの所得階級では逆進性が緩和していると見ることができる。今度は仮に税率をヨーロッパ並みの水準(15%)に引き上げ食料品にゼロ税率を適用したときの負担額、負担率の変化と逆進性を推計した。

図9 消費税率をヨーロッパ水準(15%)としたときの負担額と負担率

	負担額(万円)	食料品ゼロ税率時負担額(万円)	負担率	食料品ゼロ税率時負担率
I	31.9	23.9	11.1%	8.3%
II	37.9	28.5	10.1%	7.7%
III	41	31.4	9.7%	7.4%
IV	44.5	34.1	9.0%	6.9%
V	48.3	37.1	8.9%	6.8%
VI	52.2	40.5	8.8%	6.8%
VII	55.4	43.1	8.1%	6.3%
VIII	62	49	8.0%	6.4%
IX	67.9	54.3	7.9%	6.3%
X	82	66.8	7.1%	5.8%
合計	523.1	408.7	—	—

図9を見ると負担額ならび負担率は約3倍になっている。このような極端な税率の引き上げは現実には困難であるが、将来的に社会保障の分野の赤字をなくしていくには思い

切った政策に踏み切る可能性もありうる。税率引き上げに伴う逆進性緩和のために考えられた複数税率だが消費税のみでは解決できない問題であり、税制、社会保障制度などとあわせた対策が必要である。

図7～9の計算方法は以下の通りである。「勤め先収入」「消費支出」「食料」は家計調査年報には月ごとのデータなので、年額に変換し、単位も「万円」にそろえた。

$$\text{負担額} = \text{消費支出} \times 5 / 105 \quad \text{負担率} = \text{負担額} \div \text{勤め先収入} \times 100$$

$$\text{食料品ゼロ税率時負担額} = (\text{消費支出} - \text{食料品}) \times 5 / 105$$

$$\text{食料品ゼロ税率時負担率} = \text{食料品ゼロ税率時負担額} \div \text{勤め先収入} \times 100$$

$$\text{負担額の合計} - \text{食料品ゼロ税率時の負担額} = \text{減少した分の補うべき税収額}$$

$$191.4 - 149.6 = 41.8 \text{ (万円)}$$

$$191.4 : 41.8 = 5 : X \quad \text{という比の式ができる。} X = 1.1\%$$

表2, 3の計算も上の式にあてはまる。また本来、税率が上がれば買い控え、貯蓄などがあるがここでは考えないものとする。

図10、11は図7～9の所得階級と負担率をグラフ化したものである。

図10 所得階級別の消費税負担率

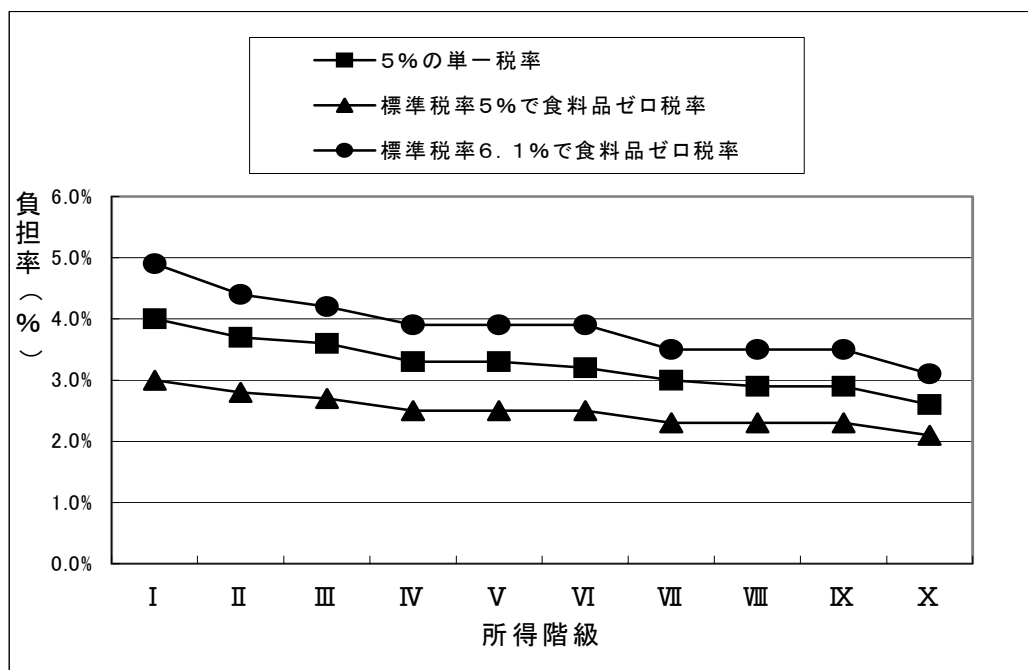
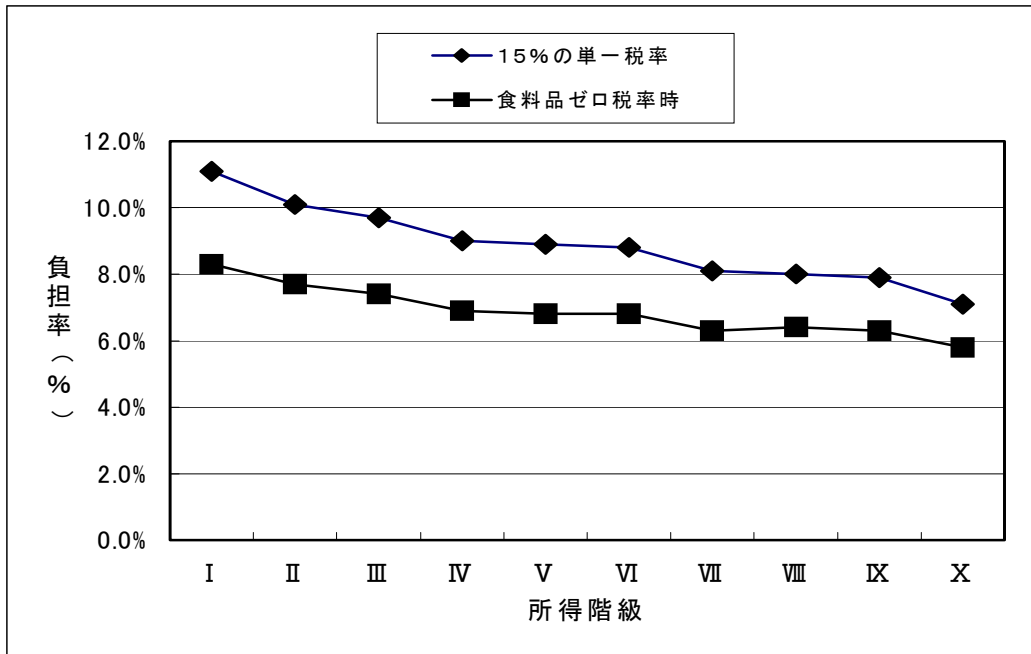


図 1 1 税率 1 5 % 時での所得階級別の消費税負担率

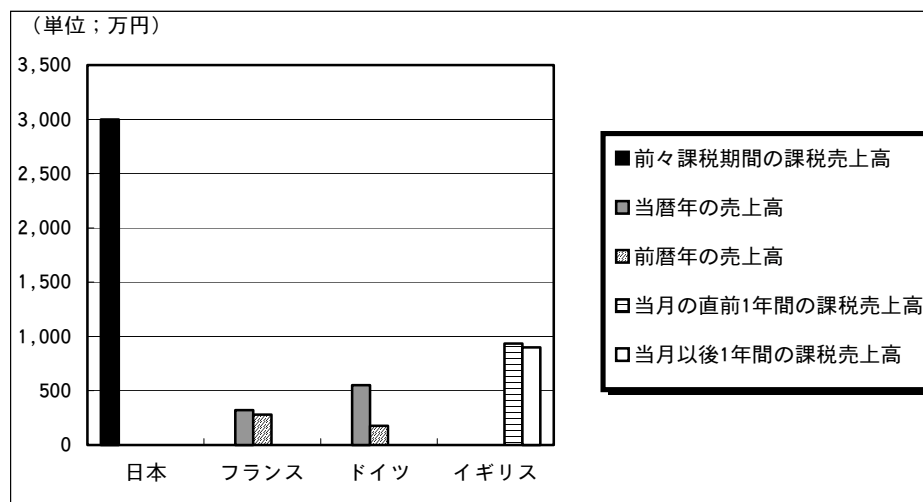


4 . おわりに

これまでの章において述べてきたように、今後日本の消費税をどのように改正していくかという、最終的には日本がこの厳しい財政事情を打破し、超高齢社会を乗り切り活力を維持していくためには、あらゆる世代に広く公平に負担を求められる消費税率の引き上げが必要になってくるであろう。しかし、現行の帳簿方式のまま税率を引き上げると事業者間の不公平が増すだけで解決とは言えず、またそれを是正するためには、これまでの章で述べてきた「負担の逆進性」の解決策「複数税率化」、その「複数税率化」のためには「インボイス方式」といった問題が生じてくる。それらの前にまずすべき事は、事業者間で大きな不公平が生じている「益税問題」の早期解決が必要である。すなわち、免税事業者の特例措置である「簡易課税制度」は廃止にする。そして図12を見てもわかるように、日本の免税点はほかの国と比べて大幅に高いことがわかる。そのために「事業者免税点制度」は大幅な縮小が必要ということがわかる。

そうすることによって公平な税制にしていき、消費税制の信頼性を確保し、透明性を向上させることが重要である。そのうえで将来において消費税率をヨーロッパ並の水準（図13）まで引き上げた時、複数税率化にし、インボイス方式の導入を検討すべきである。

図 1 2 免税点の水準

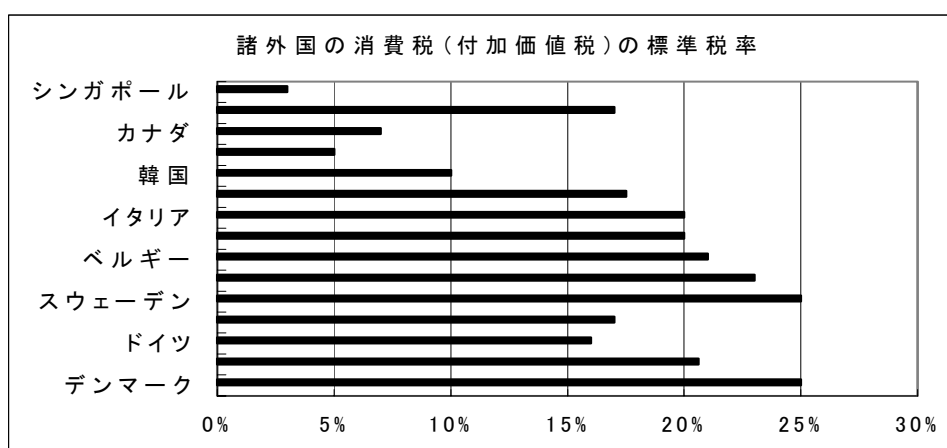


出所：橋本恭之（2002）「消費税改革の今後の行方」より作成

<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/kenkyu/paper/daisho2002714.PDF>

- 1, フランス及びドイツの免税点制度は、前暦年及び当暦年の年間売上高の要件をいずれも満たしている場合に適用。
- 2, イギリスの免税点制度は、当月の直前1年間と当月以後1年間の課税売上高の要件をいずれか満たしていれば適用。

図 1 4 諸外国の消費税（付加価値税）の標準税率



出所：井堀利弘（2002）『要説・日本の財政、税制』税務経理協会・P171より作成

【参考文献】

- 橋本徹・山本栄一（1987）『日本型税制改革』有斐閣
- 橋本徹（1988）『21世紀を展望した税制改革』税務経理協会
- 宮島洋（1995）『消費課税の理論と課題』税務経理協会
- 野口悠紀雄（1994）『税制改革のビジョン』日本経済新聞社
- 八田達夫（1997）『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社
- 加藤寛（2000）『わが国の税制の現状と課題』大蔵財務協会
- 吉田和男（2000）「消費税と福祉目的税」『ファイナンス』36巻4号 P84～91
- 井堀利弘（2000）「消費税シフトと制度改革のあり方」『税研』16巻2号 P20～27
- 水野忠垣（2000）「消費税の複数税率化」『税研』16巻2号 P34～40
- 岩下忠吾（2000）「消費税逆進性への対応 実務家の視点」『税研』16巻2号 P41～46
- 杉田宗久（2000）「インボイス方式の導入と益税対策」『税研』16巻2号 P47～52
- 国枝繁樹（2000）「消費税の目的税化について」『税研』16巻2号 P60～67
- 井堀利弘（2002）『要説・日本の財政、税制』税務経理協会
- 岡崎昭（2002）『福祉・財政とその仕組み』晃洋書房
- 一河秀洋（2002）「消費税のあり方」『税経通信』Vol.57, No.12
- 池田篤彦（2001）『図説 日本の税制』財経詳報社
- 橋本恭之（2002）「消費税の益税とその対策」『税研』Vol.18, No2.
- 橋本恭之（2001）『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会